

PFI 推進機構による支援決定について

(1) 岡崎市こども発達センター等整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	岡崎ウェルフェアサポート株式会社 (代表企業：酒部建設株式会社)
② 支援決定日	平成 27 年 7 月 15 日
③ 支援実行日	平成 28 年 2 月 19 日 (融資契約の締結日)
④ 支援金額	8.7 億円 (融資契約額)
⑤ 事業概要	<p>本事業は、「こども発達センター」及び「新友愛の家」の整備改修等により、愛知県岡崎市における発達に心配のある子等に対する支援体制の拡充を行う事業であることに加え、現在の「岡崎市福祉の村」の場所で、「こども発達センター」を発達に心配のある子の、「新友愛の家」を障害者の相談支援の拠点とするための事業であり、新たに施設を整備して運営する BTO (Build Transfer Operate) 部分に加え、既存施設を有効活用して行う RO (Rehabilitate Operate) 部分が含まれている事業である。</p> <p>また、事業者選定審査を経て、地元企業が代表企業を務めるほか、協力企業も地元企業を中心に構成される地域完結型の事業となっている。</p>
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、障害者支援施設の整備・運営事業であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、本施設内における独立採算業務 (有料貸出施設の貸館業務、託児室の運営業務、飲食提供業務及び印刷室の運営業務) の実施が認められており、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	<p>本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM (Value For Money) で 7.2% (入札前) の財政削減効果が見込まれており、また、独立採算業務を含むことにより、利用料金収入による更なる事業費の削減効果が期待される等、効率的・効果的な事業であり、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。</p> <p>また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>岡崎市こども発達センター等整備運営事業は、岡崎市が設置するこども発達センター及び新友愛の家の整備・改修、維持管理及び運営を行う事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は事業者に対する 8.7 億円の融資契約を締結するに至っている。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(2) 海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社海の中道海洋生態科学館が中心となって設立する特別目的会社 (代表企業：株式会社海の中道海洋生態科学館)
② 支援決定日	平成 27 年 9 月 28 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	<p>本事業は、国営公園内の水族館施設である「海の中道海浜公園海洋生態科学館（福岡県福岡市所在、以下「本施設」という。）」において、平成元年の開館から四半世紀を経て老朽化が進んだ本施設の大規模修繕・更新業務を実施するのと併せて、今後約20年間にわたって維持管理・運營業務を実施する事業である。</p> <p>また、本事業は、発注者である公共が原則として費用負担をせず、本施設の運營業務から得られる利用料金収入のみによって、大規模改修費用や維持管理・運営費用を賄う独立採算型のPFI事業である。</p>
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、国営公園である海の中道海浜公園内に設置されている海洋生態に関するレクリエーション、教育及び研究の拠点となっている施設の改修・運営事業であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、事業に係る費用を運營業務から得られる利用料金収入のみで賄う完全独立採算型の PFI 事業とされており、公共からの費用支払いが発生しない画期的な仕組みとなっていることから、民間ノウハウが活かされるとともに、最大限に効率的な運営が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	<p>本事業は、完全独立採算型の事業であるほか、既存施設の大規模修繕を前提とした RO (Rehabilitate Operate) 方式の事業であり、効果的・効率的な事業となっている。</p> <p>また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業は、国営公園内の水族館等を改修・運営する PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(3) 筑波大学グローバルレジデンス整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	つくばグローバルアカデミックサービス株式会社 (代表企業：大和リース株式会社)
② 支援決定日	平成 27 年 9 月 28 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、「大学の国際化推進のための留学生宿舎の整備」、「グローバル人材育成及び国際性の日常化」及び「日本に居ながら異文化交流が体験できる国際競争力のある住環境の提供」を目的として、茨城県つくば市内の筑波大学構内において学生（外国人留学生を含む）向け宿舎であるインターナショナルハウス及びコミュニケーション施設であるコミュニティプラザを新規整備するとともに、一部既存の短期留学・ショートステイハウスを含めて維持管理及び運営を約30年間にわたって実施する事業である。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、国立大学である筑波大学の学生宿舎を整備する事業であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、本施設内における独立採算業務（生活利便サービス業務）の実施が認められており、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM (Value For Money) で 28.9%の財政削減効果が見込まれており、また、独立採算業務を含むことにより、利用料金収入による更なる事業費の削減効果が期待される等、効率的・効果的な事業であり、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	筑波大学グローバルレジデンス整備事業は、国立大学法人筑波大学が実施する留学生宿舎の整備、維持管理及び運営等を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(4) 川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業

項目	内容
1. 支援概要	

① 対象事業者	川西市低炭素型複合施設 PFI 株式会社 (代表企業：三菱UFJリース株式会社)
② 支援決定日	平成 27 年 9 月 28 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	兵庫県川西市は、第 5 次川西市総合計画に基づき、市民ニーズへの対応、資産の有効活用等の観点から、公共施設再配置計画を策定し、推進しているところである。 本事業は、同計画のうち、施設の耐震性・老朽化の問題から建替えが必要な「文化会館」、「中央公民館」及び「ふれあいプラザ」と、中央北地区土地区画整理事業の実施に当たり移設の必要がある、福祉関連施設を包含した施設の整備・運営を行う事業である。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、福祉、保健及び公民館等の広く市民が利用できる施設の整備・運営事業であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、多目的ホールにおける自主事業やイベント企画に伴う収入が事業者の収入となる混合型事業であり、附帯収益事業として、空き地にて飲食事業を行うことが可能なため、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査において VFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業は、川西市が実施する複合施設の整備、維持管理及び運営を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(5) 野々市中央地区整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	野々市中央まちづくり株式会社 (代表企業：大和リース株式会社)
② 支援決定日	平成 27 年 9 月 28 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中

⑤ 事業概要	本事業は、石川県野々市市において、「野々市中央地区土地利用構想」（平成26年3月）に基づき、旧来の中心市街地の都市再生整備を通じて、市民協働によるまちづくりを推進し、地域における様々な市民活動の振興を図り、ヒト、モノが出会い、交流し、賑わいを創出する環境を整備することを目的として、文化交流拠点施設（野々市市新市立図書館・市民学習センター）及び地域中心交流拠点施設（野々市市新中央公民館・市民活動センター）の整備・運営を行う事業である。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、主に図書館や市民学習センター、公民館等の整備を行う事業であり、広く市民が利用出来る施設であることから、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間資金・経営能力の活用により、市民学習センターの利用料金や、飲食サービス施設及び民間商業施設運営の独立採算事業に係る収入を収受することから、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査においてVFM（Value For Money）が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 （内閣総理大臣）	野々市中央地区整備事業は、野々市市が実施する文化交流拠点施設の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成27年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(6) 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	関西エアポート株式会社 （代表企業：オリックス株式会社）
② 支援決定日	平成27年11月6日
③ 支援実行日	平成28年3月1日（出融資等契約の締結日）
④ 支援金額	19億円（出資契約額）、212.6億円（融資等契約額）
⑤ 事業概要	本事業は、新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）が、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生及び強化、大阪国際空港の環境に配慮した都市型空港としての運用、利用者ニーズに即した空港アクセス機能の強化等を目指し、関西国際空港及び大阪国際空港両空港に係る運営権を設定し、民間事

	<p>業者に実施させるものである。</p> <p>当該民間事業者は、そのノウハウを最大限活用しつつ、投資に対する収益に関し自らリスクを取る統治体制に移行することで、より効率的で緊張感のある経営を実現できる仕組みを確立し、民間事業者の柔軟な創意工夫による、空港ビジネスの展開を目指す。</p>
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、公共施設である空港の運営等事業や航空保安施設運営等事業を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、公共施設等運営権制度を活用した事業であり、完全独立採算により事業が実施されるため、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	<p>本事業は、事業の実施により、関空土地保有株式会社の債務償還期限である 2060 年までに、新関空株式会社及び関空土地保有株式会社が抱える債務の返済が可能となることが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。</p> <p>また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等は、関西国際空港及び大阪国際空港に運営権を設定し、民間事業者に特定空港運営事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	平成 28 年 4 月 1 日から事業運営が開始されており、今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(7) 函南「道の駅・川の駅」PFI 事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	いずもんかんなみパートナーズ株式会社 (代表企業：加和太建設株式会社)
② 支援決定日	平成 28 年 2 月 16 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	<p>本事業は、国土交通省、静岡県及び函南町が策定した基本計画に基づいて、「道の駅」として休憩・飲食・物産販売施設や情報発信施設、防災施設等を整備するのと併せて、隣接地に国と町の共同事業によって整備される「川の駅」と「道の駅」を結ぶ「展望歩道橋」を設置することで、「道の駅」と「川の駅」を連携させ、広域防災拠点としての機能強化を図るものである。</p>

2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、休憩・飲食・物産販売施設や情報発信施設、防災施設等が整備される「道の駅」と、隣接地に国と町の共同事業によって整備される「川の駅」とを結ぶ展望歩道橋を設置することで「道と駅」と「川の駅」を連携させ、広域防災拠点を整備する事業であることから、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、地域活性化機能施設の物産販売所や飲食店、任意事業等の収益事業を独立採算事業として実施することにより、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、「道の駅」の新設・維持管理・運営を 23.7 億円以内で実施することが入札条件となっており、従来型公共事業と比較して、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	函南「道の駅・川の駅」PFI 事業は、「道の駅」及び「道の駅」と「川の駅」を連結する展望歩道橋の整備・運営等を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(8) 民間船舶の運航・管理事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	高速マリン・トランスポート株式会社 (代表企業：双日株式会社)
② 支援決定日	平成 28 年 2 月 16 日
③ 支援実行日	平成 28 年 3 月 15 日 (融資契約の締結日)
④ 支援金額	37.1 億円 (融資契約額)
⑤ 事業概要	防衛省では、災害時、緊急時等における自衛隊の常時運航可能な体制確保が必要であるとともに、自衛隊の輸送能力だけでは不足する事態も想定されることから、人員・車両・物資等を海上輸送できる複数の民間フェリーの早期確保が不可欠である。 そのような背景のもと、本事業では、自衛隊輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間フェリーの調達・維持管理・運航等を一元的に行うことを目的としている。
2. 支援基準適合性	

① 公共性・公益性	本事業は、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、輸送所要に合致した民間フェリーの調達・維持管理・運航、予備自衛官の活用を含む船員の確保等を一元的に行い、災害時、緊急時等における機動的な展開能力を常時確保するとともに、公的機関のために輸送等を行うことを目的とする事業を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、公的機関のための輸送等において、利用料金を得ることが出来る。また、国の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航を積極的に行うことが強く期待されており、財政負担軽減に寄与することが可能となり、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査において約 4.6%の VFM (Value For Money) が見込まれており、国の財政負担軽減が期待されている。このため、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	民間船舶の運航・管理事業は、輸送所要に合致した民間フェリーの調達・維持管理・運航等を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (防衛大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 27 年度末における本件の状況	機構は事業者に対する 37.1 億円の融資契約を締結するに至っている。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(9) 福岡市総合体育館整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	福岡照葉アリーナ株式会社 (代表企業：清水建設株式会社)
② 支援決定日	平成 28 年 3 月 29 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、福岡市スポーツ振興計画における「スポーツとのかかわりを通して、充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現する」との理念を実現できるよう、市民体育館及び九電記念体育館が担っている全市的なスポーツ拠点としての機能を引き継ぎ、子供から高齢者、障害者など市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、各種スポーツ大会などが開催される、新たなスポーツ拠点としての総合体育館を整備・運営する事業である。

2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、体育館等の公共施設の整備を行う事業であり、広く市民が利用出来る施設であることから、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、独立採算業務として、施設の利用料金や、スポーツ教室等の受講料、スポーツ用品店の販売・貸出等の収入を収受することから、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査においてVFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	福岡市総合体育館整備運営事業は、市の新たなスポーツ拠点として総合体育館を整備し、維持管理及び運営を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (文部科学大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成27年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(10) 福岡市美術館リニューアル事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	福岡アートミュージアムパートナーズ株式会社 (代表企業：株式会社大林組)
② 支援決定日	平成28年3月29日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、近現代美術と古美術を収蔵・展示する福岡市美術館において、昭和54年の開館から36年が経過し、空調設備を始めとする施設・設備の老朽化、収蔵庫などのスペース不足、ユニバーサル化の遅れなど様々な問題を抱えた本施設の大規模改修及びリニューアル後の維持管理・運営を実施するとともに、ソフト・ハードの両面において更なる魅力の向上を図ることを目的とするものである。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、美術館の大規模改修を行う事業であり、広く市民が利用出来る施設であることから、高い公共性及び公益性を有する。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、独立採算業務として、ミュージアムショップ・レストラン・カフェの運営、集客イベントの企画・実施等を行うことから、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	<p>本事業は、導入可能性調査においてVFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。</p> <p>また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>福岡市美術館リニューアル事業は、美術館の設計及び改修を行い、維持管理・運営業務を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
4. モニタリング状況	
① 平成27年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(参考) 基本情報 (平成 28 年 3 月 31 日時点)

I. 本社

東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号大手町ビル 8F

II. 資本金

100 億円 (出資金額 : 政府 100 億円、民間 100 億円)

※出資総額のうち、2 分の 1 は資本準備金とされている。

III. 役員の状況

役職	氏名	重要な兼職状況
○代表取締役社長	渡 文明	JX ホールディングス株式会社 名誉顧問 日本郵政株式会社 社外取締役
専務取締役	半田 容章	
○社外取締役	赤羽 貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
○社外取締役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役
◎社外取締役	松田 修一	早稲田大学 名誉教授 株式会社コメリ 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役
○社外取締役	大垣 尚司	立命館大学大学院 教授
社外監査役	奥野 善彦	奥野総合法律事務所・外国法共同事業所長 弁護士
社外監査役	田知本 章	税理士法人平成会計社 顧問

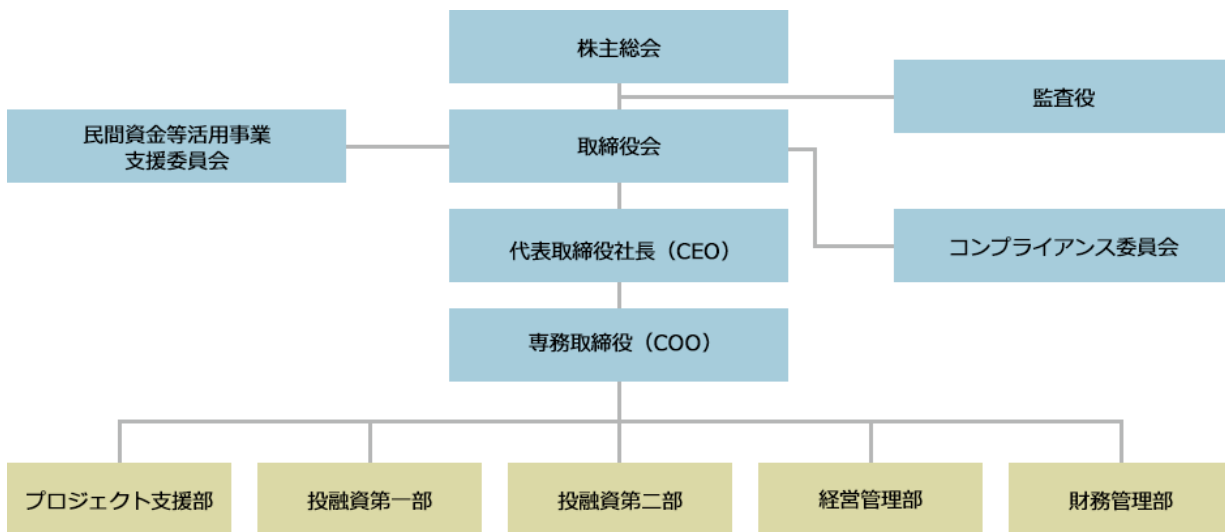
注) ◎ : 支援委員会委員長 ○ : 支援委員会委員を表している。

IV. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15 名	△5 名	40.5 歳	1.54 年

注) 出向者を含み、派遣社員を除く。

V. 組織図



VI. 決算の概要

機構における決算概要は以下に示すとおりである。なお、計算書類等については、会計監査人による監査を受けるとともに、事業報告については監査役による監査を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

区分	第1期 (平成25年度)	第2期 (平成26年度)	第3期 (平成27年度)
営業損失 (百万円)	240	526	280
経常損失 (百万円)	243	524	275
当期純損失 (百万円)	244	528	281
1株当たり当期純損失 (円)	627.51	1,321.85	703.38
総資産 (百万円)	19,805	19,288	34,016
純資産 (百万円)	19,755	19,226	18,945
1株当たり純資産額 (円)	49,388.09	48,066.24	47,362.86

(2) 貸借対照表 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,903,740	流 動 負 債	59,447
現 金 及 び 預 金	5,222,372	未 払 金	14,285
有 価 証 券	5,300,000	未 払 法 人 税 等	27,573
営 業 投 資 有 価 証 券	3,161,000	未 払 消 費 税	7,347
営 業 貸 付 金	20,207,760	賞 与 引 当 金	4,172
そ の 他	12,606	そ の 他	6,067
固 定 資 産	71,537	固 定 負 債	15,011,759
有 形 固 定 資 産	20,043	長 期 借 入 金	15,000,000
建 物	12,431	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	10,197
工 具 器 具 備 品	7,612	退 職 給 付 引 当 金	1,562
無 形 固 定 資 産	1,614	負 債 合 計	15,071,206
投 資 そ の 他 の 資 産	49,879	(純 資 産 の 部)	
敷 金	49,124	株 主 資 本	18,945,143
そ の 他	755	資 本 金	10,000,000
繰 延 資 産	41,071	資 本 剰 余 金	10,000,000
創 立 費	39,961	資 本 準 備 金	△ 10,000,000
株 式 交 付 費	1,110	利 益 剰 余 金	1,054,856
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,054,856
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,054,856
		純 資 産 合 計	18,945,143
資 産 合 計	34,016,350	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,016,350

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 損益計算書 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

損益計算書

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		195,442
営業費用		475,711
営業損失		280,268
営業外収益		
受取利息	7,568	
有価証券利息	11,351	
雑収入	3,169	22,090
営業外費用		
創立費償却	15,984	
株式交付費償却	1,665	17,649
経常損失		275,828
税引前当期純損失		275,828
法人税、住民税及び事業税		5,523
当期純損失		281,352

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

株主資本等変動計算書

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 Δ 余 金		
当 期 首 残 高	10,000,000	10,000,000	773,504	19,226,495	19,226,495
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失	-	-	Δ 281,352	Δ 281,352	Δ 281,352
当 期 変 動 額 合 計	-	-	Δ 281,352	281,352	281,352
当 期 末 残 高	10,000,000	10,000,000	1,054,856	18,945,143	18,945,143

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅶ. 支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成二十五年内閣府告示第二百三十二号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が特定選定事業等支援の業務の実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

1 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業（以下「対象事業」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意することとする。

- ・公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針の策定・公表手続
- ・公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選定・選定結果等の公表手続
- ・公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

(1) 公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。

(2) 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

① 公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

② 附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

ア 合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要であると認めるもの。

イ 併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③ 公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等により、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

(3) 収益面における出融資等適合性

対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。

① 効率的・効果的な事業と見込まれること

対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。

② 適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な内容であること。

③ 民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること

民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。

④ 出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

2 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の(1)から(7)のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

(4) 運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行う

との視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3 出融資等手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」という。）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

(ア) 当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i及びiiに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(イ) 当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i及びiiに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

ウ 当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。

② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況を調査確認するものとする。

イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業（特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。）が上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われな場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得によるものとする。）を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。
- ② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
- ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
- iii 当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合
- iv i から iii までに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記3(1)又は(2)に準じて、融資等（原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。）を行うものとする。

(注) この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として収受する事業又は利用料金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共施設等の管理者等から支払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。

また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）において定義が定められているものについては、その例による。